

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧、
縦覧帳簿の縦覧

問 納税課
TEL 06・6992・1852、1854

なお、納付困難な場合は納税課へ連絡してください。

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けられた人へ

猶予期限は既に経過しています。

未納があれば直ちに納付してください。納付がない場合は、財産の差押えなど滞納処分の対象となりますので注意してください。

問 課税課税政担当
TEL 06・6992・1458

軽自動車税(種別割)

お知らせ

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。

詳しくは、5月初旬に発送する納税通知書を確認してください。

	納税者(共有者含)	納税者と同居の親族	納税管理人	借地人借家人	納税者からの委任状などを持参の人
閲覧	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	×	○

注 閲覧または縦覧の申請者は、本人確認ができるものが必要
同居の親族が申請するときは、納税者との関係が確認できるものが
必要
納税者が法人の場合は、法人の代表者または受任者であることを証
するもの(委任状など)が必要
借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権その他の権利の成立および有効性を証する書類が必要

縦覧帳簿の縦覧
納税義務者は4月1日(金)から5月31日(火)(土・日・祝日除く)の期間中、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため縦覧帳簿を見ること

納税義務者は4月1日(金)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人・借家人など自己の使用または収益の対象となる部分について閲覧することができます。備考手数料は5月31日(火)までは無料

対象要件
▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと
▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上
▽次のいずれかの改修工事を行っていること
① 廊下の拡張
② 階段のこう配を緩和

注 減額対象の床面積は100㎡までです。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

固定資産税の減額措置
住宅バリアフリー改修工事

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。
問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

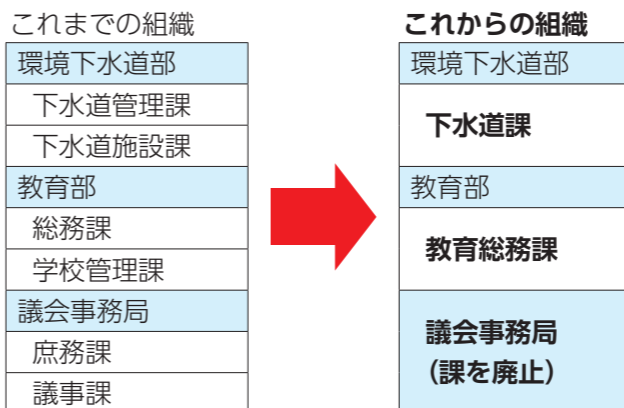
持 納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)
▽領収書の写しなど
▽工事明細書、設計書の写しなど
▽次のいずれかのうち、該当するもの
① 65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)
② 要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)
③ 障がい者手帳などの写し

手続き
バリアフリー改修工事が完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出してください。
▽次のいずれかの人が居住していること
① 65歳以上の人
② 要介護認定または要支援認定を受けている人
③ 障がい者手帳を交付されている人

市の組織が変わります

問 企画課 TEL 06-6992-1407

市では、効果的かつ効率的な組織運営を図るため、4月から組織の変更を行います。



市立学校にデジタル連絡ツール

問 市教委・教育総務課 TEL 06-6995-3152

市教育委員会では、令和4年度から、学校と保護者の連絡の負担軽減と高密度化、迅速化を目的に、デジタル連絡ツール(COCOO)を導入します。これにより、家庭のパソコンやスマートフォンを使えば、出欠席の連絡が場所と時間を選ばずに行えるようになります。また、おたよりなどで行われてきた連絡もデジタルデータでやりとりできるようになり、保管の手間や紛失の心配がなくなります。加えて、学校行事もイベントカレンダーで管理できるようになります。また、パソコンやスマートフォンがない家庭でも、一人一台端末や、固定電話を活用してCOCOOを利用できます。ぜひ活用してください。COCOOのホームページでは、より詳しい説明を見ることができます。

COCOOのホームページはこちら→



4月15日から
マイナンバーカード特設会場を開設!!

問 総合窓口課 TEL 06-6992-1530

時 (月~木) 9:00~17:30
(金) 9:00~20:00
(日) 9:00~13:00

注 毎月第3土曜日の翌日曜日は除く。
場 守口市役所1階 会議室105(特設会場)
内 マイナンバーカードの交付、申請用紙発行
注 交付の手続きは、終了時間の30分前までをお願いします。

マイナンバーカードの受け取りを!

マイナンバーカードを申請した人でまだ受け取られていない人はお早めに市役所窓口までお越しください。
注 交付通知ハガキを紛失された人は総合窓口課までご連絡ください。

善厚くお礼申し上げます。
善意

【社会福祉のために】
愛のみのり基金に活用させていただきます。
▽寄付
北河内農業協同組合女性会守口地区



第54回
守口市子どもまつり

問 子どもまつり実行委員会事務局(コミュニティ推進課内) TEL 06-6992-1520

時 5月15日(日) 9:30~14:30

場 大枝公園西側エリア

注 詳細は広報もりぐち5月号に掲載



過去の様子

